

11 月定例議会

11 月 29 日～12 月 20 日

2 月定例議会が開催され当局からは19議案
(最終日追加 1 件)が提出されました。

議案【抜粋】

◇するすみ交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

- ・ 現在、南部公民館の一部を改修して羽黒地区の新たな活動拠点の整備が進められており、2025 年 4 月の施設共用開始に向け条例制定

(概要)

利用時間 午前 9 時～午後 5 時

休業日 原則月曜日及び年末年始

施設面積 フリースペース 104.42 m²(トイレ共)

◇犬山市塔野地ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定について

- ・ 城東中学校の南側に整備される塔野地ふれあい広場の 2025 年 4 月の施設共用開始に向け条例制定

(概要)

利用時間 8 時 30 分～17 時(夏場は 19 時まで)

休業日 年末年始 (12/28～翌 1/3)

施設面積 グラウンド 4,819.7 m²

防球ネット、トイレ、駐車場等

◇負担付きの寄附の受納について

犬山市出身の宮川潤一氏から、木曾川うかいで遊覧船事業を行う木曾川観光(株)の事業継続のために必要な支援を行うことを条件として寄附の申し出があり、これに応えるためのもの。

◇令和 6 年度犬山市一般会計補正予算(第 6 号)

- 障害福祉サービス等給付事業 1 億 7,000 万円
- 子ども医療助成 4,775 万円 5 千円
- 屋内キッズスペース整備事業 28 万円 9 千円
ほか

11 月定例議会 私の一般質問 (抜粋)

件名 1 改正建築基準法に係る対応について

件名 2 救急搬送について

件名 3 愛知県週休 3 日制導入について

件名 4 犬山城の世界遺産登録について

件名 5 D×推進について

※以上 5 件から抜粋して要約掲載。その他の内容は、
末尾掲載の HP アドレスからご覧いただけます。

ご存知ですか?『公共ライドシェア』

交通空白地の解消を目的として、自治体などが主体となり、白ナンバーで有償運送をするものです。

今回の対象区域は、岐阜バスが減便となった時間帯を指定(長者町団地～赤坂・前原～ニュータウン～犬山駅東区間)し、運行されます。

*バス時刻、料金や停留所等については、市ホームページなどで、ご確認ください。



件名 1 改正建築基準法に係る対応について

Q 建築分野全体にわたり大きな変革をもたらすと言われている改正建築基準法が、いよいよ来年 4 月から全面施行されます。省エネ基準がより厳しくなり、建物の高い断熱性能の義務化など大きな改正です。特にリフォーム費用が高額になるといわれています。当市は、建築に関する施策として、多数の補助事業が用意されていますが、工事費が上昇することによって、お徳感が薄らぐこととなります。建築に係る補助事業について助成割合、限度額など精査する必要があると考えますが見解をお尋ねします。

A 現在、当市では国や県の補助施策と市の独自施策として行っているものがあります。限度額について独自施策の場合は、先進自治体の事例などを参考に算定しています。また国や県補助の場合は国県が定めた補助額としていることから今後も、各種補助の主旨や目的とあわせ国県や先進自治体の動向を注視していきます。補助施策は、個人資産に対し公費で一部負担す

— 新ごみ新処理施設の起工式を挙行 —

去る 11 月 26 日犬山市・江南市・扶桑町・大口町で構成する尾張北部環境組合の新ごみ処理施設の起工式が行われました。新しい施設は鉄やアルミを資源化する施設を併設し循環型社会を目指します。また、見学展示

スペースや木曽川を眺望できる屋上デッキが設けられます。

なお、施設の稼働は令和 10 年 4 月の予定です。

※尾張北部環境組合議会は、2 市 2 町から各 3 人ずつ選任された 12 人の議員で構成されており、私は現在議長を務めさせて頂いていますので、当日は議会を代表してお祝いの挨拶をさせていただきました。



るものであることから現時点で、精査の予定はありません。

件名 2 救急搬送について

要旨① 救急搬送の状況について

Q この 1 年～2 年間の救急要請数、搬送人員数などの状況と、搬送人員の傷病の程度別内訳についてお訊きします。

A 令和 4 年の出動件数が 3,528 件、搬送人員が 3,284 人、令和 5 年は出動件数が 3,676 件、搬送人員が 3,376 人です。次に、傷病程度別の内訳ですが、令和 4 年は死亡が 45 人、重症が 231 人、中等症が 1,814 人、軽症が 1,194 人、令和 5 年では死亡が 56 人、重症が 204 人、中等症が 1,878 人、軽症が 1,238 人となっており、傷病程度別の割合は例年同じような状況です。



要旨② 救急搬送有料化について

Q 救急車は、生命の危機が逼迫した傷病者を迅速に搬送することを目的として運用されていますが、現実的には不要不急の救急要請が多数発生しており、大きな問題となっている地域があります。解決策として三重県松阪市内の 3 病院では、24 年 6 月から、救急車を呼んで運び込まれた患者で症状やケガが軽く入院しなくてもよかった場合は、病院が患者から 7,700 円を徴収するということです。そこで、当市における搬送人員のうち、いわゆるタクシー替わり

のように感じる救急要請が有るのか、そしてあるとすればどれくらいか。また、こうした救急要請によって、本来搬送すべき救急業務に影響があった事例は過去にあったのか。併せて、こうした、民間ではありますが、救急搬送有料化についての当局の考えについてお尋ねします。

A 軽症事例の全てではありませんが、中には救急車以外での搬送でも問題ないと思われる要請はあります。しかしながら、傷病程度の考え方や受け取り方は人それぞれであり、傷病者ご本人が医療機関への受診を望んでいるのであれば、救急隊員が搬送の必要はないと判断することはありません。また、当市の救急隊が 4 台すべて出動した場合であっても、近隣市町からの応援出動で対応できる体制となっていますので、過去において出動要請に対して救急出動ができなかった事例はありません。

救急搬送の有料化についてですが、昨今の救急要請数は、当市においても増加傾向にあります。救急体制の逼迫には至っていないことから有料化の検討はしておりません。市としては、引き続き市民の皆様には救急車の適正利用を啓発し、ご理解いただけるよう努めてまいります。

これまでの一般質問や答弁については、ホームページからご覧いただけます。市政について解らないことや困りごとなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

